



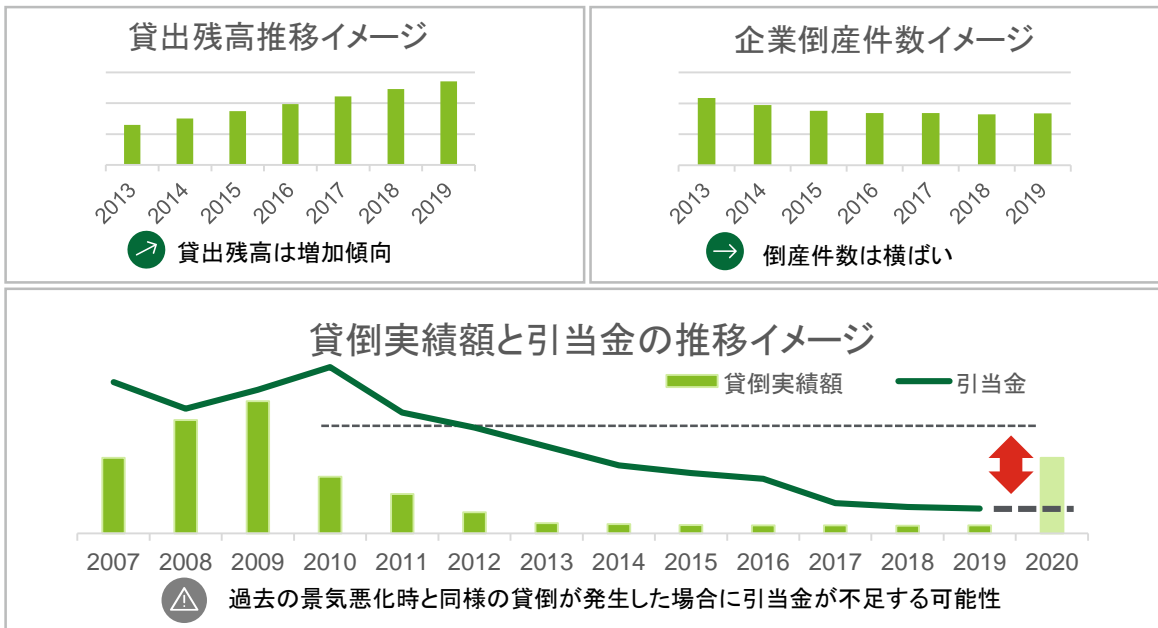
金融機関における貸倒引当金の 見積方法の見直しに係る助言サービス

将来予測を組み込んだ貸倒引当金の計算方法の検討

金融検査マニュアルの廃止と各金融機関の現状

金融庁は、2019年12月18日に金融検査マニュアルを廃止すると共に、「ディスカッション・ペーパー『検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方』」（以降、“DP”という）を公表しました。この中で、金融機関の融資業務については、経営理念を出発点とし、これと整合的な形で経営戦略・各方針を策定するとともに内部管理態勢を構築し、融資方針からリスク管理、自己査定・償却・引当までの実務が一貫性をもって進められることが望ましい旨が謳われています。

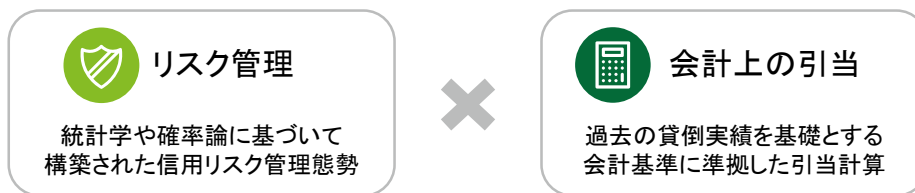
一方、金融機関は、金融危機等を経て、マイナス金利導入等の厳しい収益環境の中で着実に融資規模を拡大してきました。しかしながら、足元では、COVID-19の影響等により個別債務者の業績が急激に悪化しつつあり、将来の経済状況の先行きの不透明感も相俟って、融資ポートフォリオの信用リスクの悪化が想定されます。



トーマツのソリューション

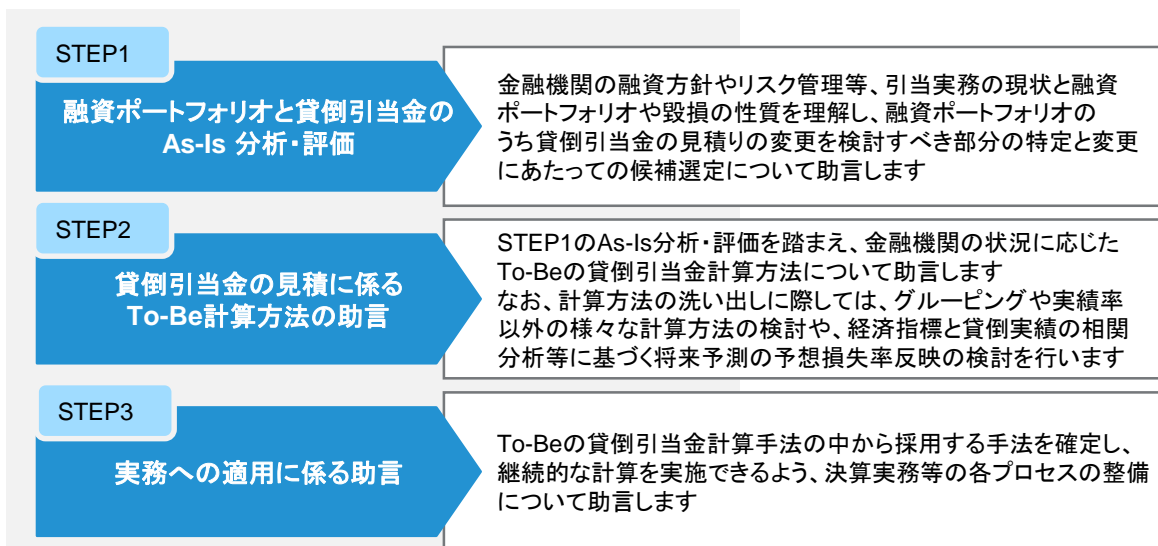
我々、有限責任監査法人トーマツ（以下、トーマツ）は、会計・監査の高い専門性および企業が営む多様なインダストリーに対する知見、デロイトトーマツグループのネットワークを駆使し、金融機関が将来の信用リスク悪化に対応するための貸倒引当金の見積方法の見直しに係る助言サービスを提供します。

コンセプトは、リスク管理と会計上の引当の組み合わせによる将来予測を考慮した貸倒引当金の計算方法の模索です。



例えば、COVID-19の影響による長期的な景気悪化を想定した場合、債務者毎の信用リスク評価に織り込むことの他、過去実績だけでなく景気の悪化等の将来予測を織り込んだ貸倒引当金の見直しも視野に入れる必要があります。デロイトトーマツグループは、金融庁の金融検査マニュアル廃止対応も踏まえて、マクロ経済指標等と過去の貸倒実績等の相関分析やポートフォリオ分析・評価を用いて、将来予測を織り込んだ貸倒引当金の見直しを行えるよう、以下のメニューにて助言サービスを展開します。

トーマツのサービスメニュー



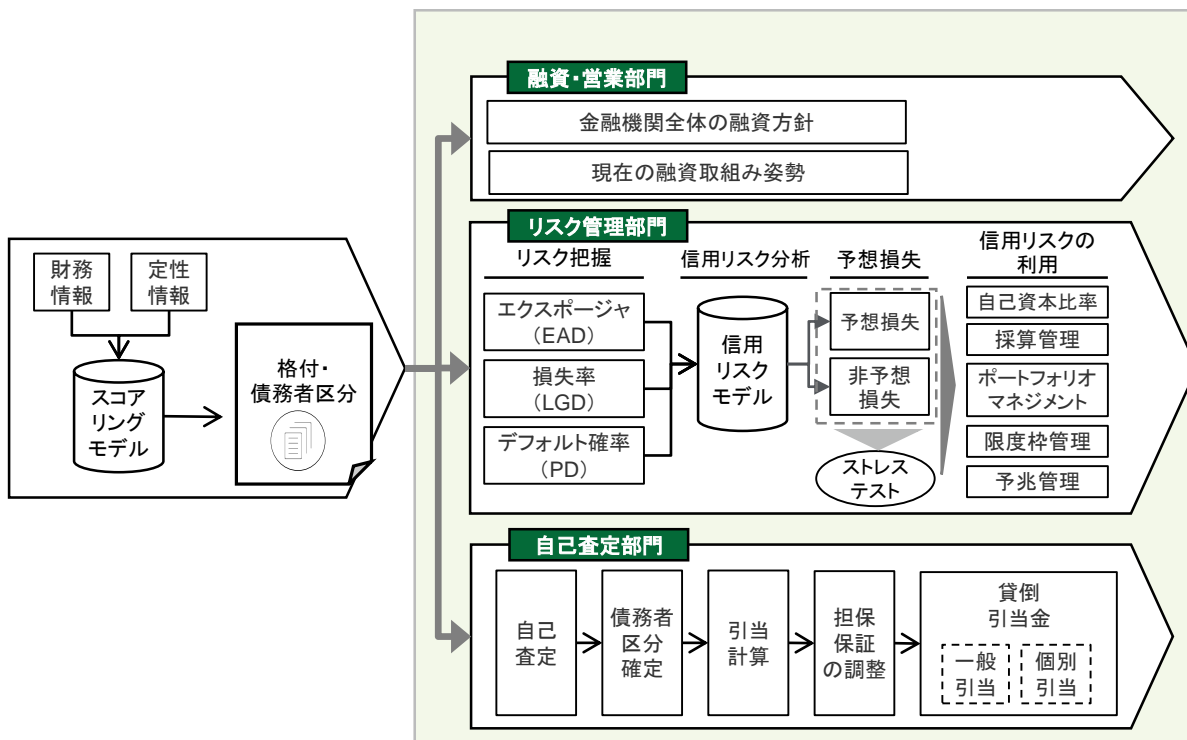
STEP1 融資ポートフォリオと貸倒引当金のAs-Is分析・評価

STEP1では、金融機関における現状の融資姿勢、融資ポートフォリオと貸倒引当金計算方法等を理解し、様々な切り口で特長のある融資ポートフォリオのグルーピングや過去の貸倒実績の状況分析を実施します。

融資方針、信用リスク管理態勢、引当実務の理解

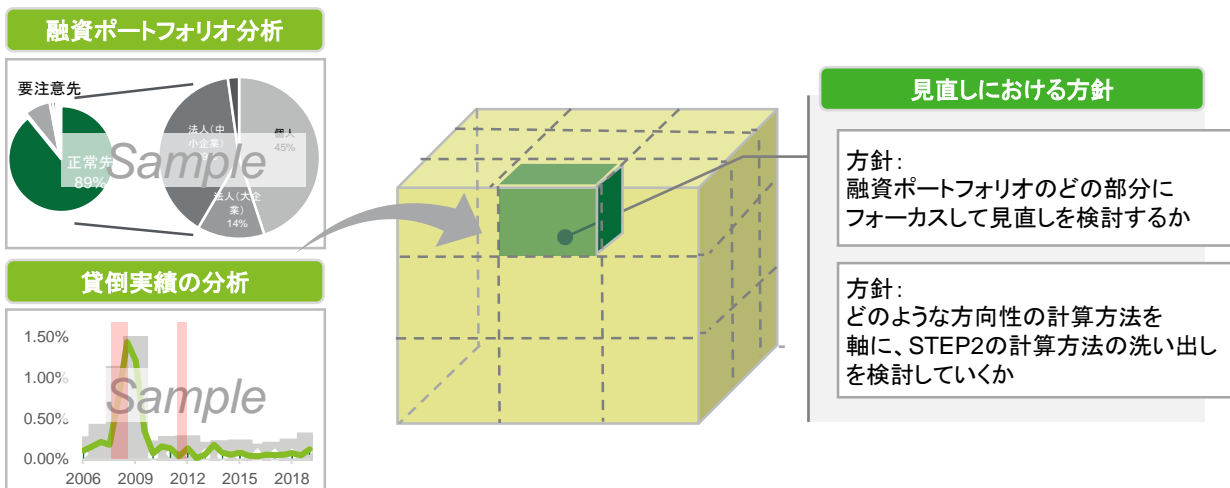
融資ポートフォリオのどの部分にどのような引当金の計算方法が適しているか、見直しの方針を検討するために、現状の融資方針、信用リスク管理の枠組み、償却・引当方法および当該方法論決定の根拠等を把握し、それぞれの特徴や見直しに必要と想定されるデータの保有状況について調査します。

[把握したい既存プロセスのイメージ]



融資ポートフォリオ、貸倒実績の分析

上記にて認識した現状の融資方針や信用リスク管理の枠組みをもとに、融資ポートフォリオの特徴・傾向および過去の貸倒実績を分析します。分析結果を踏まえ、貸倒引当金の見積手法の見直しを検討する融資ポートフォリオの特定およびどのような方向性の計算方法を指向してSTEP2を進めていくかの方針策定に関して助言を行います。



STEP2 貸倒引当金の見積に係るTo-Be計算方法の助言

計算方法の洗い出し

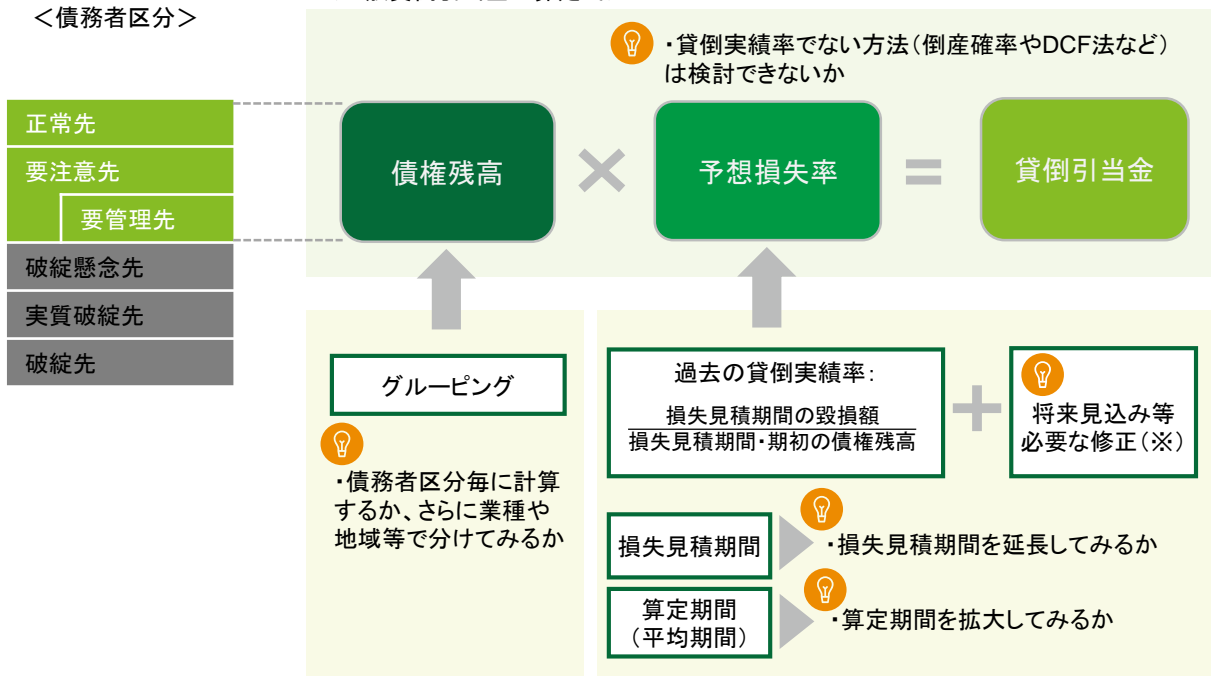
金融検査マニュアルが廃止された後も、金融商品会計基準や銀行等金融機関の貸倒引当金等の監査上の取扱いについて定めた「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(銀行等監査特別委員会報告第4号)は残るため、貸倒引当金に対する規制は変化しません。しかしながら、金融当局による検査の手引きであり、実務上の指針となっていた金融検査マニュアルが参考資料と位置付けられることによって、見積方法再検討の機運が高まっています。また、COVID-19のように将来における予想損失に影響を及ぼす事象の発生によって、見積方法の見直しが必要な金融機関もあると思われます。この見直しにおいては当然のことながら各金融機関のポートフォリオの特性を踏まえる必要があり、これは各金融機関が工夫を凝らすことができる領域でもあります。

STEP2では、STEP1のAs-Is分析・評価を踏まえ、各金融機関の状況に応じたTo-Beの貸倒引当金計算方法について検討を実施し、計算方法の洗い出しを行いながら、現状の引当金額からのインパクトを試算します。

例えば、一般貸倒引当金の計算であれば、以下のような要素について計算上の工夫を行うことが考えられます。

[貸倒引当金を見直す上で考慮する主要要素のイメージ]

<一般貸倒引当金の算定式>

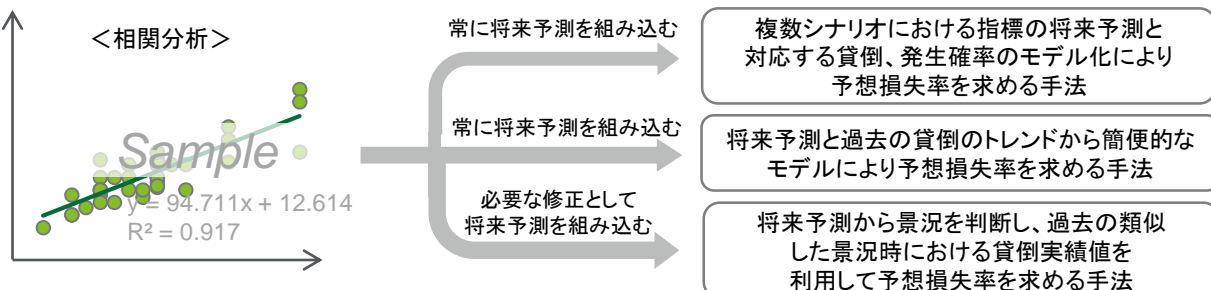


(※) 将来予測の組み込みとして、過去実績をベースに必要な修正として将来予測を組み込む手法と将来予測の計算を前提として常に将来予測を組み込む手法の2つの手法が考えられる。

将来予測の組み込み

多くの金融機関における最大の課題は、過去の貸倒実績に基づく計算の比重が高いために、安定した景気状況が継続した後の景気後退期に入る転換点において、引当金不足が生じる懸念への対応と考えられます。この課題に対する解決策としては、金融庁のDPではマクロ経済指標の予測(例: GDPの予測)などが例として挙げられていますが、過去実績だけでなく、将来予測の要素を計算に組み込むことが必要です。STEP2では、STEP1のAs-Is分析・評価をもとに、金融機関のリスク管理で使用されている様々な経済指標等から貸倒のトレンドとの相関分析に基づいて融資ポートフォリオと親和性のあるものを抽出し、当該指標の直近推移や将来の予測を貸倒引当金の予想損失率に反映することの可否を検討します。

[貸倒引当金の計算への反映イメージ]



STEP3 実務への適用に係る助言

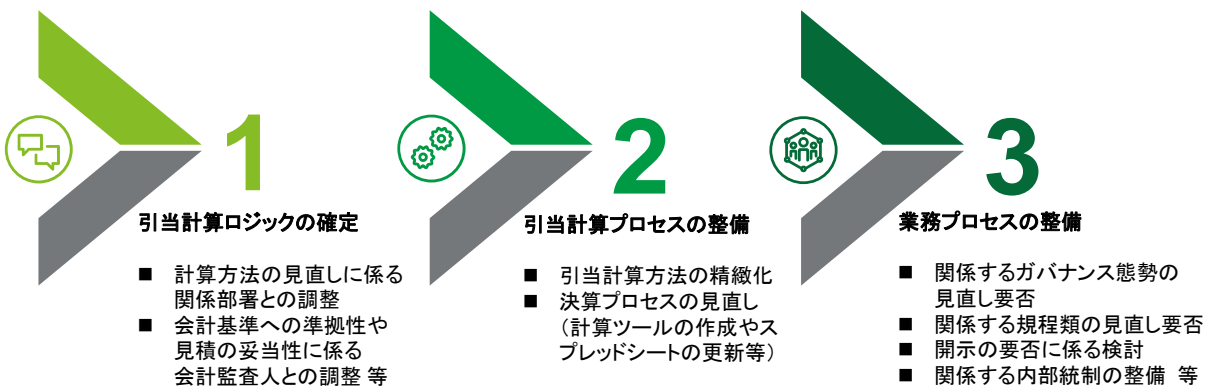
ロジックの確定とプロセスの整備

貸倒引当金の見直しは融資業務の主たるリスクである信用リスクに関する重要な領域であるため、様々な関係者との調整が必要となります。

STEP3では、STEP2で検討したTo-Beの貸倒引当金計算手法の中から、実際に採用する手法を確定し、決算実務等のプロセスに落とし込むまでを取り扱います。

実務への適用の流れを分解すると、以下の3つに区分されますが、トーマツは、決定した貸倒引当金の計算手法を実務へ落とし込めるよう、それぞれの場面で必要な助言を提供します。

[実務への適用の流れ]

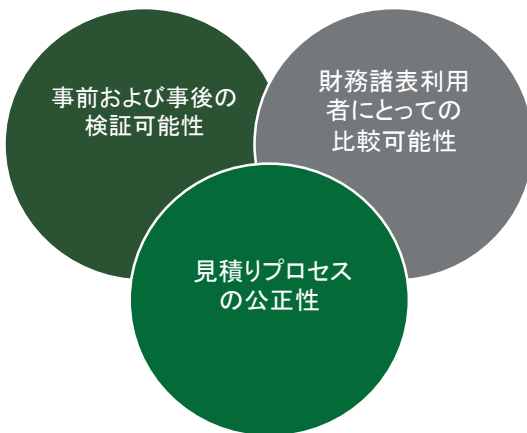


なお、貸倒引当金は会計上の見積りであるため、計算される値は客観的かつ検証可能である必要があります。そのため、実務への適用にあたっては、公正性・検証可能性・比較可能性の3つを押さえながら、各プロセスを整備していくことになります。

トーマツの助言サービスにおいては、以下のポイントを踏まえた助言を提供します。

<実務への適用にあたっての3つの観点>

<重要なポイント>



事前および事後の検証可能性

信用リスクの実態を償却・引当へ反映するには、合理的で裏付け可能であり検証可能なデータを特定すると共に、利用可能性を確保するため一定期間に亘り蓄積することが有用です。また、事後的な検証を可能とするためには、経営者の判断を伴う部分について、事実に基づく経営陣の判断の適切な文書化を行っておくことも重要となります。

財務諸表利用者にとっての比較可能性

今後は、各金融機関の創意工夫に基づき、多様な償却・引当が行われると想定されることから、投資家にもその内容が理解されるよう、開示・注記の充実が重要となります。

見積りプロセスの公正性

創意工夫の反映と恣意性の排除には、各階層における会議体の整備・運用、行内のポリシー・ルールへの文書化、継続的な検証、外部有識者の利用等を通じて判断の客観性を確保する対応が重要となります。

※貴社および貴社の関係会社とデロイトトーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合、本サービス内容をご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザリー事業本部／監査・保証事業本部

Mail ra_info@tohmatu.co.jp

URL www.deloitte.com/jp/risk-advisory

【国内ネットワーク】 東京・大阪・名古屋・福岡

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.
2020.06_0323



IS 669126 / ISO 27001